二　第十二条の二の三の改正規定（同条第四項中「第五条の三第七項」を「第五条の三第八項」に改める部分を除く。）、第十二条の三第一項第一号の改正規定、同条第四項の改正規定（「第十二条の三の三第四項」を「第十二条の三の三第六項」に改める部分に限る。）、第十二条の三の三の改正規定（同条第四項中「第五条の三第七項」を「第五条の三第八項」に改める部分を除く。）、第十七条の二の二の次に一条を加える改正規定、第十七条の三の三の改正規定、第十八条の七の改正規定、第二十二条の二の三の改正規定、第二十二条の三の三の改正規定、第二十二条の四の改正規定（「同項第十号」を「同項第十二号」に、「第三十九条の四十六第二十一項」を「前条第二十二項」に改める部分を除く。）及び第二十三条の七の改正規定　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　号）の施行の日

（個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下「改正法」という。）附則第九十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧法」という。）第十一条の二の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第十三条の二の規定は、なおその効力を有する。

（法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第三条　改正法附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十八条の二の規定に基づく旧令第十八条の二の規定は、なおその効力を有する。

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第四条　改正法附則第百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十六条の二の規定に基づく旧令第二十三条の二の規定は、なおその効力を有する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十七号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六号）の施行に伴い、及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　株式会社国際協力銀行の業務の特例（第十一条―第十四条）」を削る。

第四条第一項中「附則第二条第一項に規定する交付終了日」を「附則第二条第二項に規定する再編実施基準日から起算して五年を経過する日（当該経過する日が平成二十九年三月三十一日以前である場合には、同日）又は平成四十四年三月三十一日のいずれか早い日」に改める。

第三章を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（防衛省組織令の一部改正）

2　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第十項」を「附則第九項」に改める。

附則中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

附則第十項の表平成二十九年三月三十一日までの間の項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改め、附則第十項を附則第九項とする。

附則中第十一項を第十項とし、第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
防衛大臣　稲田　朋美
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十八号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）及び国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」の下に「―第五十六条の十」を加え、「第三章の三　削除」を削り、「第三章の四」を「第三章の三」に、「第三章の五　事業所税（第五十六条の十四―第五十六条の八十四）」を「第三章の四　事業所税（第五十六条の十四―第五十六条の八十四）　都市計画税（第五十六条の八十四の二）」に改める。

第一条中「及び事業所税」を「、事業所税及び都市計画税」に改める。

第二条第二項第四号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項」を「法第二十条の十一の二」に改める。

第六条の九の二第二項第三号中「第七十二条の四十八第二項」を「第七十二条の四十八第三項」に改める。

第六条の二十一の次に次の一条を加える。

（預貯金者等情報の管理）

第六条の二十一の二　法第二十条の十一の二に規定する金融機関等は、預貯金者等情報（同条に規定する預貯金者等情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（預貯金者等情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各預貯金等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金等をいう。）に係る電磁的記録（法第七百四十八条に規定する電磁的記録をいう。）にその預貯金者等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金者等をいう。）の個人番号（同条に規定する個人番号をいう。附則第十条第九項第一号において同じ。）又は法人番号を記録しなければならない。